

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第1号）

1 改正内容

- (1) 起案用紙による起案及び紙決裁の訂正の方法に、署名を加えます。（第21条、第24条及び第6号様式関係）
- (2) 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第30条及び第31条関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第2条及び第37条関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

○ 名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程（第2号）

1 改正内容

- (1) 起案用紙による起案及び紙決裁の訂正の方法に、署名を加えます。（第13条及び第4号様式関係）
- (2) 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第19条関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市告示第81号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 3年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

令和 3年 5月15日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 8時30分から午後 4時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

令和 3年 5月15日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第82号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第 186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

令和 3年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

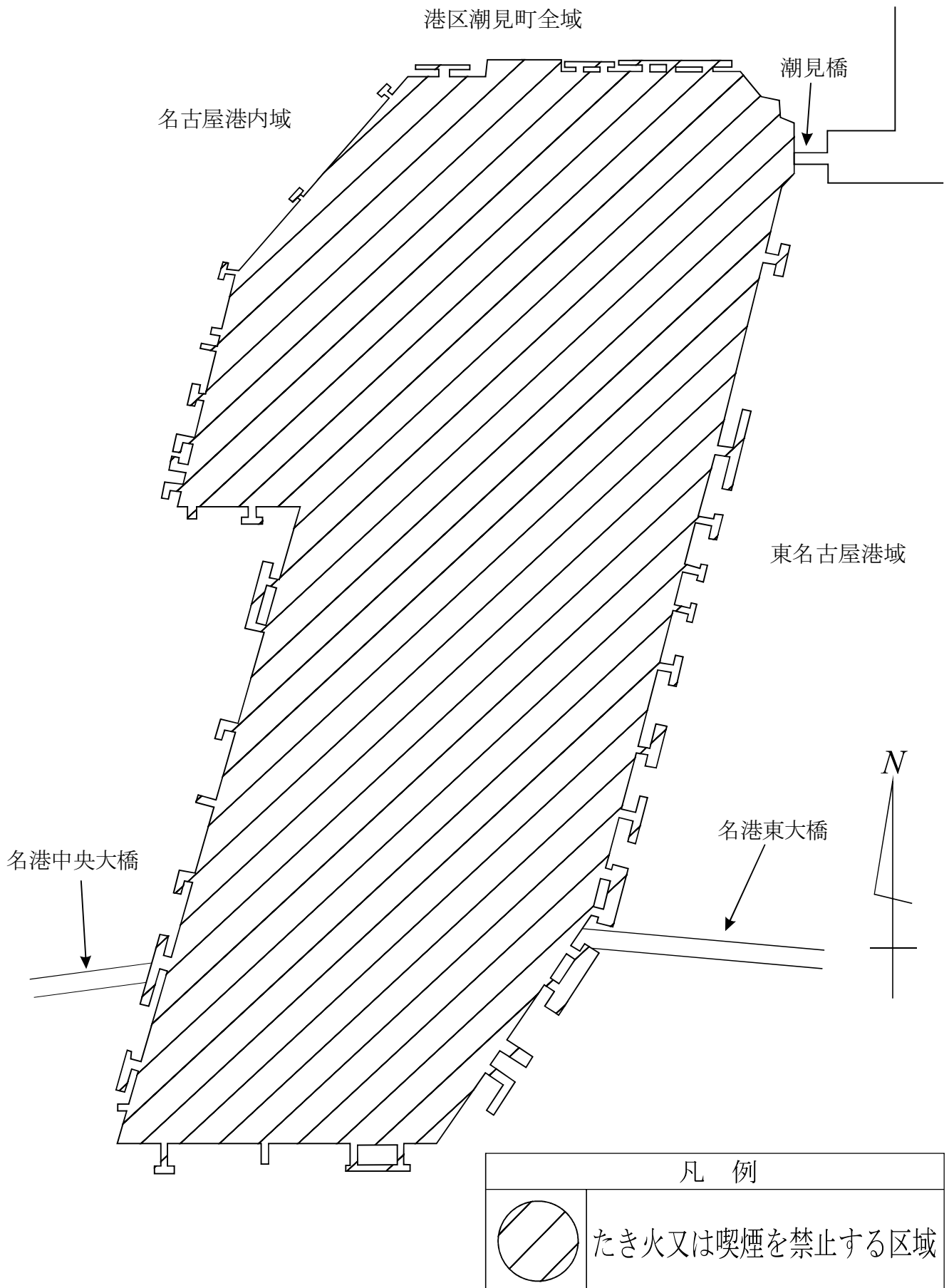
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

令和 3年 3月 1日から令和 4年 2月28日まで

名古屋市消防局予防部規制課

別 図



名古屋市告示第83号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区金山二丁目15番16号 名古屋市住宅都市局 都市整備部緑都市整備事務所	名古屋都市計画道路事業 3・2・36号梅ノ木線に係る図書	平成 6年10月12日から 令和 7年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 3年 2月15日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第84号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和3年2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

梅森坂西地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂西二丁目811番1	令和3年1月29日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第85号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3 年 2 月 19 日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ぬく もあ	アイシア港い ろは	名古屋市港区築 盛町 106 番地の 1	令和 3 年 2 月 1 日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名教委訓令第 1 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3 号）
の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月16日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 庁内文書 発信者及び受信者が、いずれも<u>委員会又はその管理に属する機関</u>である行政文書をいう。 (7)～(9) （略） （起案の方法） 第21条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第 6 号様式）を利用して起案することができる。	（定義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 庁内文書 発信者及び受信者が、いずれも<u>実施機関（条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）又は職員（条例第 2 条第 2 号に規定する職員をいう。以下同じ。）</u>である行政文書をいう。 (7)～(9) （略） （起案の方法） 第21条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙（第 6 号様式）を利用して起案することができる。<u>この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。</u>

(決裁の手続) 第24条 (略) 2～6 (略) 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者の<u>印を押すものとする。</u> <u>(公印)</u> 第30条 <u>行政文書の浄書に当たっては、別に定める手続により公印を押さなければならない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、電子情報である行政文書又はその内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、公印を押すことを要しない。</u> 3 <u>行政文書の浄書に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。</u> (電子署名) 第31条 <u>総合行政ネットワークを利用して施行する行政文書には、電子署名を行うものとする。ただし、その内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、電子署名を行うことを要しない。</u> 2 (略) (行政文書の移管) 第37条 組織の変更等により行政文書を所管すべき課に変更があったときは、所管課長は、現に保管し、又は保存している行政文書を直ちに新たに所管すべき課（<u>条例第2条第1号に規定する実施機関（市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）の所管課（規則第2条第5号に規定する所管課をいう。）をいう。）に移管しなければならない。</u> 2 (略)	(決裁の手続) 第24条 (略) 2～6 (略) 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者が<u>押印し、又は署名するものとする。</u> <u>(契印)</u> 第30条 行政文書の<u>施行</u>に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 (電子署名) 第31条 <u>法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワークを利用して施行するもの</u>には、電子署名を行うものとする。 2 (略) (行政文書の移管) 第37条 組織の変更等により行政文書を所管すべき課に変更があったときは、所管課長は、現に保管し、又は保存している行政文書を直ちに新たに所管すべき課（<u>実施機関（市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）の所管課（規則第2条第5号に規定する所管課をいう。）をいう。）に移管しなければならない。</u> 2 (略)
--	--

第6号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名教委訓令第 2 号

各 学 校

名古屋市立学校文書管理規程（平成12年名教委訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月16日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（起案の要領） 第13条 起案文書は、次の各号に定める手続により作成しなければならない。 （1）～（4） （略） （5）起案文書中加除訂正したときは、加除訂正した者<u>の印を押す。</u> （6）～（8） （略） <u>（公印）</u> 第19条 <u>施行する文書には、別に定める手続により公印を押し、原議と契印しなければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、その内容が事務報告、照会、回答その他の法律効果に関係のない文書については、公印を押さないものとする。</u>	（起案の要領） 第13条 起案文書は、次の各号に定める手続により作成しなければならない。 （1）～（4） （略） （5）起案文書中加除訂正したときは、加除訂正した者<u>が押印し、又は署名する。</u> （6）～（8） （略） <u>（契印）</u> 第19条 <u>文書の施行に当たっては、施行文書と原議を契印するものとする。</u>

第 4 号様式（表）中「印」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第4号

ＩＣカード乗車券取扱規程（平成２３年名古屋市交通局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

令和３年２月１５日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第５条第１項中「連絡特定普通券若しくは割引普通券」を「連絡特定普通券、割引普通券、２４時間乗車券若しくは共通一日乗車券」に改める。

第７条第３項中「第３項及び第４項」を「第３項から第５項まで」に改める。

第１７条第５項中「連絡特定普通券又は割引普通券」を「連絡特定普通券、割引普通券、２４時間乗車券又は共通一日乗車券」に改める。

第２８条に次の１項を加える。

- ５ 乗客は、高速電車においてＩＣＳＦカード乗車券を使用して、乗車駅において、自動券売機によりＳＦ（現金）残額から１枚又は複数枚の２４時間乗車券又は共通一日乗車券の料金を差し引くことにより２４時間乗車券又は共通一日乗車券に引き換えることができる。

第３０条第２項を次のように改める。

- ２ ＳＦ（現金）又はＳＦ（ポイント）により引き換えた普通券、連絡特定普通券、割引普通券、２４時間乗車券又は共通一日乗車券の効力は、現金で購入した普通券、連絡特定普通券、割引普通券、２４時間乗車券又は共通一日乗車券と同一とする。

第３１条第１項に次のただし書を加える。

ただし、無記名式ＩＣＳＦカード乗車券の場合は、払戻申請書の提出を要しないものとする。

第４２条の４中「第１項から第３項まで」の次に「及び第５項」を加える。

第４３条第２項第３号中「普通券若しくは割引普通券」を「普通券、割引普通券、２４時間乗車券若しくは共通一日乗車券」に改める。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 2号

名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和 3年 2月19日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 2非常勤選任医師の部 Dの項を次のように改める。

D	6時間	4日	9時15分から16時00分まで	12時00分から12時45分まで	日曜日、土曜日及び他 1日
---	-----	----	-----------------	------------------	---------------

附 則

この規程は、令和 3年 3月 1日から施行する。

令和 3 年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき経済局、上下水道局及び区役所（千種区、東区、北区、西区、中村区及び名東区）並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき公益財団法人名古屋国際センター、名古屋高速道路公社、名古屋上下水道総合サービス株式会社及び関係する所管局の事務について監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 3 年 2 月 18 日

名古屋市監査委員	木	下	優
同	岩	本	たかひろ
同	山	本	正 雄
同	小	川	令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

経済局工業研究所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 2年12月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、経済局工業研究所（以下「工業研究所」という。）で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 2年10月15日（実査日）までに執行された、現金及び金券類等の出納保管に関する事務について、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施に係る通知は、実査日に行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 毒物及び劇物の適正な管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）を通知し、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒劇物管理簿を備え、日常的に使用量・残量を確認することなどを指導している。

また、工業研究所では、主に試験研究において、フッ化水素酸、ベンゼン等の毒劇物を取り扱っており、その管理において、名古屋市工業研究所試薬等管理要綱（以下「要綱」という。）及び名古屋市工業研究所試薬等管理マニュアル第 1.5版（以下「マニュアル」という。）を設けて、毒劇物は施錠できる保管場所に施錠して保管すること、毒劇物の使用量及び保管量を記録簿に記載することなどを定めている。

工業研究所において、毒劇物の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 保管庫の鍵の管理について

要綱及びマニュアルには、鍵の管理者についての定めがなく、鍵の管理簿も備えられておらず、鍵の保管が当該毒劇物の取扱者（各職員）個人に任されていた。

イ 保管場所の管理について

鍵をかける設備がない保管庫で保管されている毒劇物があった。

ウ 在庫管理について

マニュアルに基づき作成している毒物等保管・使用記録簿又は劇物保管状況記録簿について、納品された毒劇物の記載がされていないもの、管理責任者（課室長）による在庫・管理状況の定期確認の確認日の記載が漏れているものがあった。また、マニュアルに定められた管理責任者による在庫・管理状況の定期確認がされていないものがあった。

要綱又はマニュアルにおいて、鍵の管理に関する規定を設け、鍵の管理体制

を整備されたい。

また、要綱及びマニュアルに基づき、全ての毒劇物について、保管庫の施錠を行うとともに、毒物等保管・使用記録簿、劇物保管状況記録簿の記載及び在庫・管理状況の定期確認を適正に行われたい。

なお、工業研究所においては、イの事例については、監査期間中に全ての保管庫について鍵を設置しており、必要な措置が講じられた。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

上下水道局経営本部営業部中営業所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 2年12月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、上下水道局経営本部営業部中営業所で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 2年10月23日（実査日）までに執行された、現金及び金券類等の出納保管に関する事務について、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施に係る通知は、実査日に行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所の事務について、次表の課室を対象として実施した。なお、保健福祉センターについては、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、民生子ども課、福祉課及び保険年金課以外の各課室は、対象から除外した。また、中村区については、令和元年度の監査の結果を踏まえ、引き続き監査の対象とし、このうち、金券類等の管理や老人福祉施設の入所者に係る遺留金品の管理、その他保管現金の管理に不適切な事例が見受けられた民生子ども課及び福祉課を対象として実施した。

区分	監査実施課室名	実査日
千種区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 2年 9月17日
東 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 2年 8月25日
北 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、楠支所区民生活課、楠支所区民福祉課	令和 2年 9月 3日、 9月10日
西 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、山田支所区民生活課、山田支所区民福祉課	令和 2年 9月 7日、 9月 9日
中村区	民生子ども課、福祉課	令和 2年 8月26日
名東区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 2年 11月26日

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 3年 1月29日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から実査日までに執行された、現金及び金券類等の出納保管に関する事務について、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施に係る対象区への通知は、実査日に行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

(1) 収納金出納簿の照合及び査閲について（収入事務）

名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）等によると、現金出納員は、収納金の出納があったときは、収納金出納簿に登載することとされており、収納金出納簿への登載のなかった月を除き、毎月 1回以上、領収書（控）その他の関係帳票と収納金出納簿とを照合し、予算主管課長の査閲を受けなければならないとされている。

収納金出納簿の照合、査閲状況を調査したところ、予算主管課長による査閲を受けておらず、関係帳票と収納金出納簿との照合も行われていなかった。

会計規則に基づき、収納金出納簿の照合を適正に行い、予算主管課長による査閲を受けられたい。
(東区保険年金課)

(2) 前渡金出納簿への登載及び符合確認について（支出事務）

会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収

証書その他の関係帳票と照合のうえ前渡金出納簿に登載し、現在金との符合を確認するほか、毎月 1 回以上、前渡金出納簿と現在金との符合を確認することとされており、その登載及び毎月 1 回以上の符合確認については財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。

前渡金出納簿への登載及び符合確認の状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 前渡金出納簿への登載について、日々行わず、後日まとめて行っていたものの
(千種区総務課、北区民生子ども課、楠支所区民福祉課、
山田支所区民福祉課、名東区民生子ども課)

イ 毎月 1 回以上の符合確認が行われていなかったもの
(千種区民生子ども課、東区総務課、東区企画経理室、名東区市民課、
名東区民生子ども課、名東区保険年金課)
会計規則等に基づき、前渡金出納簿への登載、毎月 1 回以上の符合確認を適正に行われたい。

(3) 前渡金の精算について（支出事務）

会計規則によると、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成し、事業主管課の長に提出することとされている。

前渡金の精算の状況を調査したところ、前渡金の精算を用務終了後10日以内に行うべきところ、実査日において用務終了後10日を経過してなお未精算のものが多数見受けられた。

会計規則に基づき、前渡金の精算を適正に行われたい。

(北区民生子ども課)

(4) 金券類等の管理について（財産管理事務）

会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされており、物品出納員は、物品管理者からの通知を基に、現物を関係書類と照合し、確認のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

また、その登載はシステムに入力する方法により行うこととされているが、金券類等の払出しの都度システムに入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができ、その場合、1日ごとに払出数を取りまとめ、システムに入力することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 金券類等出納簿への登載が適正に行われていなかったもの

- (ア) 補助簿を用いて管理していたが、金券類等出納簿への登載が、令和 2年度分について、一度も行われていなかったもの（千種区民生子ども課）
- (イ) 担当者が表計算ソフトを用いて日々の受払い、残数の記録を行っていたものの、物品出納員による確認が都度行われず、金券類等出納簿への登載を 1月ごとにまとめて行っていたもの（中村区民生子ども課）
- (ウ) 担当者が課独自の様式を用いて受払いの都度、残数のみ記録をしていたものの、物品出納員による確認は行われず、令和 2年度分について、金券類等出納簿への登載が一部を除き行われていなかったもの

（西区福祉課）

イ 金券類等出納簿若しくは補助簿への登載を適正に行っていなかった又は誤っていたため、現在高との差異が生じていたもの

（千種区総務課、東区市民課）

ウ 補助簿を用いて管理をしていたものの、物品出納員による確認が都度行われず、また、金券類等出納簿への登載時に、登載内容と現物の照合確認を行っていなかったため、一部の金券類等について、令和 2年 4月から現在高との差異が生じていたもの

（西区民生子ども課）

会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

(5) 生活保護受給者等に係る預り金の管理について（行政運営事務）

各区で定める生活保護費等預り金管理規程（以下「預り金管理規程」という。）によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護受給者等から一時的に預かることとなった現金（以下「預り金」という。）について、預り金保管台帳に必要事項を記入し、3日以内に事務手続きを完了する見込みがある場合を除き、統括管理者（民生子ども課長又は区民福祉課長。以下同

じ。) 名義の預金口座に預け入れることとされている。

また、預り金を生活保護受給者等に返還する場合には、預り金返還受領書を徴取することとされている。

預り金の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 3日以内に事務手続きを完了する見込みがないにもかかわらず、統括管理者名義の預金口座への預け入れをすることなく、現金で保管されていたものが多数見受けられ、この中には、最も多いもので82万円が現金で保管されていたものや最長で 4か月以上現金で保管されていたものもあった。

(名東区民生子ども課)

イ 生活保護受給者から、生活保護費の返還に充てるものとして、納入通知書の交付手続きが完了するまでの間、一時的に預かった現金について、納入通知書を交付し当該現金を生活保護受給者に返還した際、当該生活保護受給者から預り金返還受領書を徴取していなかった。

また、当該現金から生活保護費の返還を受けた際に、生活保護受給者に交付されるべき領収書を職員が預かり、そのまま区役所で保管していた。

(千種区民生子ども課)

預り金管理規程に基づき、預り金の管理を適正に行われたい。

(6) 生活保護に係る遺留金品の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法（昭和25年法律第 144号）に定める遺留金品を保管することとなったときは、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、当該遺留金品の種類や数量などを遺留金品整理簿に登載し、その後の処理経過を記入することとされ、当該整理簿は、生活保護受給者ごとに作成することとされている。

また、遺留金については、預り金管理規程に基づく預り金、又は、歳入歳出外現金として管理することとされている。預り金管理規程に基づく預り金として管理する場合には、預り金保管台帳に必要事項を記入し、3日以内に事務手続きを完了する見込みがある場合を除き、統括管理者名義の預金口座に預け入れることとされ、処理が完結していない遺留金については、毎月、預り金保管一覧により、統括管理者に報告することとされている。また、歳入歳出外現金と

して管理する場合には、保管金出納簿を作成することとされている。

遺留金品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 遺留金品整理簿の作成について

(ア) 遺留金品整理簿が作成されていなかったものがあった。

(千種区民生子ども課)

(イ) 遺留金品整理簿について、遺留金の保管を行うこととなった際に作成せず、一連の処理が完結した後に作成していたものがあった。

(千種区民生子ども課、楠支所区民福祉課)

イ 預り金として管理している遺留金について

(ア) 統括管理者名義の預金口座への預け入れを毎月月末に行うこととしていたため、3日以内に事務手続きを完了する見込みがないものについても、現金で保管されていたものが多数見受けられた。(千種区民生子ども課)

(イ) 一連の処理が完結するまで、1か月以上現金で保管され、かつ、預り金保管一覧に記載していなかったものがあった。(千種区民生子ども課)

(ウ) 3日以内に事務手続きを完了する見込みがないにもかかわらず、統括管理者名義の預金口座への預け入れをすることなく、現金で保管されていたものがあった。名東区民生子ども課においては、最も多いもので153万円が現金で保管されていたものや最長で3か月以上現金で保管されていたものもあった。(山田支所区民福祉課、名東区民生子ども課)

(エ) 預り金保管台帳について、決裁を経ているものの処理完了日が未記入となっていたものや、既に処理完了済みのものについて決裁を経ていなかったものがあった。(千種区民生子ども課)

ウ 歳入歳出外現金として管理している遺留金について

保管金出納簿が作成されず、遺留金品整理簿への登載も漏れていたものがあった。(千種区民生子ども課)

生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、遺留金品の管理を適正に行われたい。

(7) 緊急援護資金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的

に援護が必要な場合、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付け等を行っている。

援護資金の貸付け等を行ったときは、各区で定める緊急援護資金管理要領に基づき、緊急援護資金出納簿に出納の都度記入し、査察指導員（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））の確認を受けることとされている。

援護資金の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 緊急援護資金出納簿を表計算ソフトで作成しており、査察指導員の確認を出納の都度行わず、1月ごとにまとめて確認を行っていた。

（中村区民生子ども課）

イ 生活保護世帯の中学校卒業者に対する就職祝金について、援護資金の貸付け等とは別に区社会福祉協議会からの資金提供を受けて交付しているが、このうち不用となった現金 8,000円について、緊急援護資金出納簿の収入欄に記入し、援護資金とともに保管していた。

（楠支所区民福祉課）

緊急援護資金管理要領に基づき、援護資金の管理を適正に行われたい。

(8) 敬老パス臨時乗車証の管理について（行政運営事務）

区福祉課及び支所区民福祉課では、本市に住所を有する65歳以上の者に対して、交付申請に基づき、敬老パス（ICカード）を交付している。敬老パスの作成には一定期間を要するため、65歳に到達した後や65歳以上の転入者が新規で交付申請をする場合及び敬老パスの紛失や盗難等があった場合で再交付申請をする場合に、作成されるまでの間、敬老パス臨時乗車証（紙券）（以下「臨時乗車証」という。）を交付している。

臨時乗車証を交付する場合には、名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき、臨時乗車証の受入れ及び払出し状況を敬老パス臨時乗車証出納簿に記載し、適正に管理することとされている。

臨時乗車証の管理状況を調査したところ、敬老パス臨時乗車証出納簿を表計算ソフトで作成しており、福祉課長の確認を出納の都度行わず、1月ごとにまとめて確認を行っていた。

名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき、臨時乗車証の管理を適正に行われたい。

（名東区福祉課）

第6 意 見

組織的な管理を行うためのチェックの徹底等について

今年度の区役所監査は、従前と同様に、紛失や横領等が発生するリスクが高い、現金や金券類等の出納保管事務に着眼し実施した。残念ながら、今回の監査においても、過去の監査において指摘が繰り返されている事例が散見され、その多くは、既存のルールが存在を把握しつつも、それに従うことなく事務処理を行っているなど、担当職員限りで事務処理が進められ、組織としてのチェックの仕組みが機能していないことから発生したものと考えられる。

とりわけ、昨年度に引き続き監査の対象とした中村区においては、遺留金品の管理等については改善が図られていたものの、金券類等や援護資金について組織的な管理がなされていない点では、反省が生かされていないと言わざるを得ない。また、千種区においては、生活保護に係る遺留金品の管理について、整理簿等が未作成のものや記載漏れ、決裁漏れといった指摘が随所に見受けられた。

各区においては、各課室で取り扱う現金・金券類等の出納保管等の事務は当該課室長の本来業務であるとの自覚のもと、担当職員限りとせず組織としてのチェックを徹底されたい。

また、今回の監査では、予算や契約の執行について、組織的に管理する仕組みが十分整備されていない状況も浮き彫りになった。名東区においては、11月20日付けの職員の懲戒処分等の公表を受けて、実査等の際、支払事務の遅延等の不適正な会計処理について、組織としてのチェックが機能していたかについて併せて確認を行ったが、予算や契約の執行管理について、担当職員任せになっていたところがあり、組織としての管理が十分ではなかったと考えられる。名東区では、該当課において再発防止策を始め、適正な事務処理を行うよう研修を実施し、また、全課室において職員の倫理意識向上のための研修を行ったほか、企画経理室の主導のもと、再発防止策として、予算や契約の執行について組織として具体的に管理する仕組みを整備しているところである。

しかしながら、こうした仕組みはいずれの区でも整備すべきものであり、各区においては、名東区における不祥事及び再発防止の取組みを教訓とし、持続可能

かつ全区的な取組みに発展するよう、各区企画経理室の主導のもと、16区の連携を図るとともに、スポーツ市民局を始め関係局室の協力を仰ぎながら、予算や契約の執行について、組織的に管理する仕組みを検討されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋国際センター（事務所所在地：中村区那古野一丁目47番 1号）
観光文化交流局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 保有資産は適切に管理され有効に活用されているか
- 4 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 5 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 2年12月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和元年度（平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日）に執行された公益財団法人名古屋国際センター（以下「国際センター」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、国際センターに対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、国際センターに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体である国際センターは、名古屋を中心とした地域の歴史、文化、その他の特性を生かして、市民の国際理解及び多文化共生を推進する事業を行うことにより、市民レベルの相互理解に基づく多文化共生社会の

形成を促進し、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現に努め、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的として、昭和59年 8月に設立された。その後、平成13年 3月に財団法人国際留学生会館（昭和62年 4月設立）が解散したことに伴い、国際留学生会館を継承し、平成23年 4月には財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、現在に至っている。

国際センターの基本財産は 3億 4,520万円であり、そのうち本市の出捐額は 3億 2,130万円である。

主な事業内容は、①情報収集提供及び相談事業、②広報出版事業、③研修事業、④国際交流・国際協力事業、⑤ボランティア制度の運営等、⑥民間国際交流活動振興事業、⑦外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業、⑧施設管理運営業務、⑨国際留学生会館事業などである。

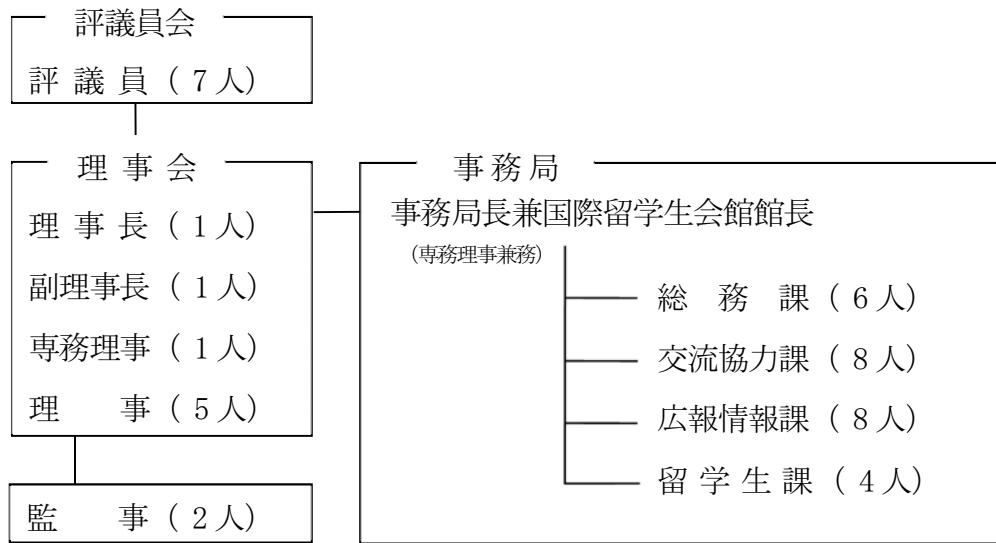
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は26人（嘱託員 8人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和元年度において、本市は国際センターに対して、国際留学生会館事業に対する補助金として 1,936万円を支出するとともに、公の施設である名古屋国際センターの指定管理料として 2億 8,027万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 2年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 指定管理事業

ア 情報収集提供及び相談事業

情報サービスコーナーにおける日本語、英語を始め 9言語による生活情報や国際交流活動に関する情報等の提供、ライブラリーにおける図書・視聴覚資料の収集・提供のほか、海外児童生徒教育相談、外国人行政相談、外国人法律相談等を行っている。

イ 広報出版事業

「ニック・ニュース」、「ナゴヤ・カレンダー」等の発行、ホームページ等による情報発信及びメールマガジンの配信を、日本語、英語を始め多言語により行っている。

ウ 研修事業

地域に暮らす外国人への日本語学習支援等に携わるボランティアを対象とした日本語ボランティア研修やシンポジウム、多文化共生社会の形成促進のための具体的な方策を探る地域の国際化セミナー等を開催している。

エ 国際交流・国際協力事業

学校や地域の団体の依頼に基づき、留学生などの登録外国人講師を派遣し、講演やワークショップを行う「NIC地球市民教室」等を実施している。

オ ボランティア制度の運営等

日本語指導、ホームステイの受入れ、情報の収集提供、通訳・翻訳などを行うボランティア制度の運営等を行っている。

カ 民間国際交流活動振興事業

地域の国際化の推進に取り組む団体等と共催して講演会などを開催するほか、地域の団体等が実施する事業に対し助言・協力を行うなど、民間国際交流活動の支援を行っている。

キ 外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業

市民の国際理解及び多文化共生の推進を目的として、外国人と日本人住民との交流イベントや外国人向けの防災啓発イベント、日本語を母国語としない外国人を対象とした日本語教室などを開催している。

ク 施設管理運営業務

名古屋国際センターの貸し施設（ホール、会議室、和室、展示室、研修室）の供用及び維持管理などを行っている。

(2) 国際留学生会館事業

愛知県内の大学等に在籍する外国人留学生に宿泊施設を提供している。

また、留学生を対象とした日本文化理解講座等の研修事業や住民と留学生との交流を深めるため留学生を講師とする外国語講座等の交流事業などを実施している。

2 決算状況

平成30年度及び令和元年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第1表及び第2表のとおりである。

第 1表 比較正味財産増減計算書

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日
令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

科目	平成30年度	令和元年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	4,519	4,354	△ 164	96.4
特定資産運用益	799	357	△ 441	44.7
その他固定資産運用益	1,069	1,069	—	100
受取会費	3,739	3,593	△ 146	96.1
事業収益	437,312	428,550	△ 8,762	98.0
受取補助金等	34,346	39,261	4,915	114.3
受取寄付金	27,801	27,801	—	100
雑収益	1,050	928	△ 121	88.4
経常収益計	510,639	505,916	△ 4,722	99.1
(2) 経常費用				
事業費	448,601	452,841	4,240	100.9
管理費	61,336	62,636	1,300	102.1
経常費用計	509,937	515,478	5,540	101.1
評価損益等調整前当期経常増減額	701	△ 9,561	△ 10,263	—
特定資産評価損益等	387	△ 780	△ 1,168	—
投資有価証券評価損益等	538	△ 1,405	△ 1,944	—
評価損益等計	926	△ 2,186	△ 3,112	—
当期経常増減額	1,628	△ 11,747	△ 13,376	—
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	—	—	—	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	—	—	—	
当期経常外増減額	—	—	—	
当期一般正味財産増減額	1,628	△ 11,747	△ 13,376	—
一般正味財産期首残高	334,937	336,566	1,628	100.5
一般正味財産期末残高	336,566	324,818	△ 11,747	96.5
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	4,519	4,354	△ 164	96.4
一般正味財産への振替額	△ 32,862	△ 32,697	164	99.5
当期指定正味財産増減額	△ 28,342	△ 28,342	—	100
指定正味財産期首残高	1,036,836	1,008,494	△ 28,342	97.3
指定正味財産期末残高	1,008,494	980,151	△ 28,342	97.2
III 正味財産期末残高	1,345,061	1,304,970	△ 40,090	97.0

第 2表 比較貸借対照表

平成30年度 平成31年 3月31日現在
令和元年度 令和 2年 3月31日現在

科目	平成30年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	202,753	202,686	△ 66	100.0
未収金	288	7,797	7,508	2,703.5
前払金	7,267	7,344	76	101.1
流動資産合計	210,309	217,828	7,518	103.6
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	338,887	338,887	—	100
基本財産預金	6,312	6,312	—	100
基本財産合計	345,200	345,200	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	112,933	105,413	△ 7,519	93.3
国際化推進積立資産	92,822	92,099	△ 723	99.2
修繕費積立（留館）資産	9,046	9,046	—	100
建物	657,561	629,760	△ 27,801	95.8
建物附属設備	5,732	5,191	△ 541	90.6
特定資産合計	878,096	841,511	△ 36,585	95.8
(3) その他固定資産				
什器備品	426	560	134	131.6
電話加入権	58	58	—	100
敷金	2,006	2,006	—	100
投資有価証券	119,553	118,147	△ 1,405	98.8
その他固定資産合計	122,044	120,773	△ 1,271	99.0
固定資産合計	1,345,341	1,307,484	△ 37,856	97.2
資産合計	1,555,650	1,525,312	△ 30,337	98.0
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	20,763	36,121	15,358	174.0
前受金	59,063	56,286	△ 2,776	95.3
預り金	4,347	7,596	3,248	174.7
賞与引当金	11,366	12,146	780	106.9
未払法人税等	68	71	2	103.6
未払消費税等	2,304	2,906	601	126.1
流動負債合計	97,913	115,128	17,214	117.6
2. 固定負債				
退職給付引当金	112,676	105,213	△ 7,462	93.4
固定負債合計	112,676	105,213	△ 7,462	93.4
負債合計	210,589	220,341	9,752	104.6
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	345,200	345,200	—	100
受贈建物	657,561	629,760	△ 27,801	95.8
補助金	5,732	5,191	△ 541	90.6
指定正味財産合計	1,008,494	980,151	△ 28,342	97.2
（うち基本財産への充当額）	(345,200)	(345,200)	(—)	(100)
（うち特定資産への充当額）	(663,294)	(634,951)	(△ 28,342)	(95.7)
2. 一般正味財産				
（うち特定資産への充当額）	336,566	324,818	△ 11,747	96.5
（うち特定資産への充当額）	(101,869)	(101,145)	(△ 723)	(99.3)
正味財産合計	1,345,061	1,304,970	△ 40,090	97.0
負債及び正味財産合計	1,555,650	1,525,312	△ 30,337	98.0

第6 監査結果

1 団体に対する指摘

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。

(1) 領収書用紙の管理について

公益財団法人名古屋国際センター財務会計規程によると、未使用領収書用紙は出納員が厳重に保管し、不正の生じないよう十分な注意をしなければならないとされており、国際センターでは、領収書用紙の冊（領収書用紙を50枚単位で綴ったもの。以下「冊」という。）の管理について、領収書管理簿を用いて行っていた。

領収書管理簿を確認したところ、使用済み及び使用中の冊については領収書管理簿に登載して管理していたものの、未使用の冊については領収書管理簿に登載されていなかった。

使用中、使用済み及び未使用のものにかかわらず、すべての冊について領収書管理簿による管理は必要であり、国際センターにおいては、冊の受入れ時に領収書管理簿に登載する等、領収書用紙の管理を適正に行われたい。（総務課）

2 観光文化交流局に対する指摘

国際センターに対する財政援助団体等監査に併せて、前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 その他

経営戦略計画の成果指標の設定について

国際センターでは、現在、平成30年3月に策定した「第3次経営戦略計画（平成30～34年度）」（以下「経営戦略計画」という。）に則り事業を遂行している。

経営戦略計画に定める成果指標を確認したところ、令和元年度において、12項目中、「情報カウンター問い合わせ及びライブラリーレファレンス件数」、「ウェブサイトの訪問者数」の2項目において、実績値と目標値との間に著しいかい

離（未達）が生じていた（第3表を参照）。

国際センターでは、これらのかい離の原因について、新型コロナウイルスの影響に加え、さまざまな行政機関等の窓口やインターネット等での外国人対応の充実によるもの、また、ウェブサイトの全面的なリニューアルに伴うものといった分析がなされているところであるが、いずれも目標値は平成28年度を基準としたもので、その前提条件に変化を生じているため、これらのかい離が縮まっていくことはないと考えられる。

国際センターにあっては、実態に合った成果指標を設定し、実施事業に対する取組状況について適切に評価・点検されたい。

第3表 成果指標の達成状況（未達分のみ掲載）

（単位：件）

成果指標		平成30年度	令和元年度	基準値 (平成28年度)
情報カウンター問い合わせ及びライブラリーレファレンス件数	目標値	15,401	16,633	14,242
	実績値	12,723	9,522	
ウェブサイトの訪問者数	目標値	602,038	650,202	557,443
	実績値	611,215	268,384	

（注） 上記指標の目標値は、いずれも基準値（平成28年度実績値）に対し、年8%の増加率を乗じて算出されている。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋高速道路公社（事務所所在地：北区清水四丁目17番30号）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 保有資産は適切に管理され有効に活用されているか
- 4 借入金の償還は計画的に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 2年12月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和元年度（平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日）に執行された名古屋高速道路公社（以下「道路公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、道路公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、道路公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である道路公社は、名古屋市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路（以下「高速道路」という。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を

促進して交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和45年 9月に地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づいて設立された。

道路公社の基本財産は 3,180億 3,800万円であり、そのうち本市の出資額は 1,590億 1,900万円である。

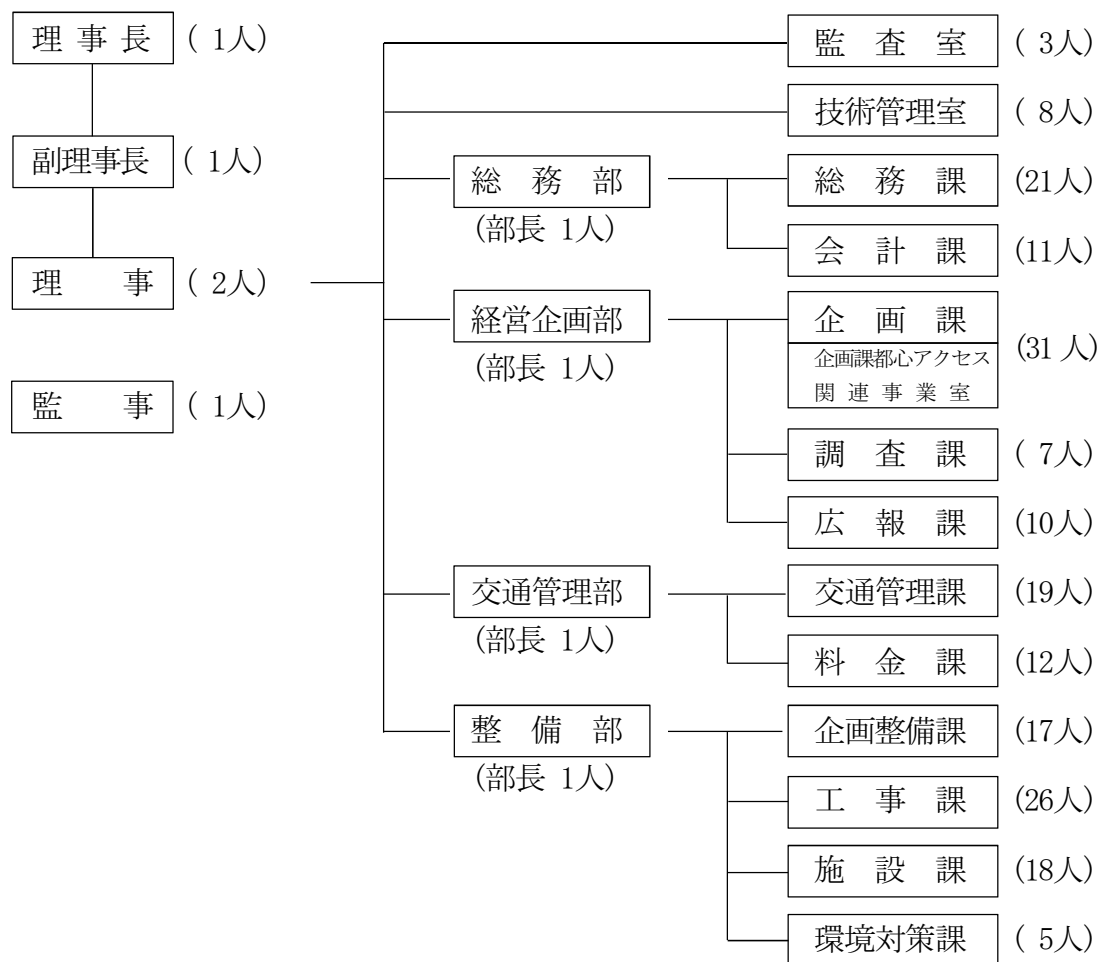
主な事業内容は、①高速道路建設事業、②高速道路管理事業、③受託事業である。

これらの事業を運営するため、理事長はじめ役員 4人、監事 1人が置かれており、職員数は 192人（嘱託員等23人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 2年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 高速道路建設事業

昭和54年に最初の路線が開通して以降、順次開通区間を拡大し、平成25年11月に東海線（六番北～木場間 3.9キロメートル）が開通したことにより、全計画路線（総延長約81.2キロメートル）の供用開始に至っている。

なお、令和元年度には、名古屋西JCTにおいて、高速 5号万場線と名古屋第二環状自動車道（名古屋西JCT～飛島JCT（仮称））の連絡路工事を進めた。

(2) 高速道路管理事業

供用開始されている有料道路の料金収受業務及び維持管理業務を行っている。

(3) 受託事業

令和元年度には中日本高速道路株式会社等からの委託による東海合併料金所の維持管理等を実施した。

2 決算状況

平成30年度及び令和元年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 1 表及び第 2 表のとおりである。

第 1表 比較損益計算書

平成30年度 平成30年4月1日～平成31年3月31日
令和元年度 平成31年4月1日～令和 2年3月31日

科 目		平成30年度	令和元年度	比較 増△減	前年度 対比
収 益 の 部		千円	千円	千円	%
	経常収益	78,236,502	77,767,479	△ 469,022	99.4
	業務収入	78,101,597	77,665,250	△ 436,346	99.4
	道路料金収入	77,389,020	77,002,073	△ 386,947	99.5
	ETCマイレージ還元負担金収入	609,216	587,135	△ 22,081	96.4
	ETCマイレージ引当金戻入益	4,097	5,694	1,597	139.0
	業務雑収入	99,262	70,347	△ 28,915	70.9
	業務外収益	134,904	102,229	△ 32,675	75.8
	受取利息	23	—	△ 23	皆減
	雑益	134,881	102,229	△ 32,651	75.8
合 計		78,236,502	77,767,479	△ 469,022	99.4
費 用 の 部	経常費用	78,236,502	77,767,479	△ 469,022	99.4
	事業資産管理費	37,310,516	38,988,913	1,678,397	104.5
	道路管理費	36,270,678	37,985,587	1,714,908	104.7
	貸倒引当金繰入	499	398	△ 101	79.8
	ETCマイレージ還元負担金	1,039,338	1,002,928	△ 36,410	96.5
	一般管理費	1,955,335	2,003,740	48,405	102.5
	一般管理費	1,519,601	1,548,813	29,211	101.9
	賞与引当金繰入	117,598	122,852	5,253	104.5
	退職給与引当金繰入	81,461	83,323	1,861	102.3
	減価償却費	236,672	248,751	12,078	105.1
	引当金等繰入	31,881,418	30,371,298	△ 1,510,119	95.3
	償還準備金繰入	31,881,418	30,371,298	△ 1,510,119	95.3
	業務外費用	7,089,231	6,403,526	△ 685,704	90.3
	債券利息	5,028,536	4,637,298	△ 391,238	92.2
	借入金利息	1,875,938	1,555,286	△ 320,652	82.9
	元利金支払手数料等	31,024	31,487	462	101.5
	債券発行諸費償却	144,763	147,029	2,265	101.6
	証書借入金諸費償却	6,837	4,551	△ 2,285	66.6
	雑損	2,131	27,873	25,742	1,307.6
	合 計	78,236,502	77,767,479	△ 469,022	99.4

第 2表 比較貸借対照表

平成30年度 平成31年3月31日現在
令和元年度 令和 2年3月31日現在

科 目		平成30年度	令和元年度	比較 増△減	前年度 対比
資 産 の 部		千円	千円	千円	%
	流動資産	18,118,405	9,893,019	△ 8,225,386	54.6
	現金・預金	9,488,655	2,616,933	△ 6,871,722	27.6
	未収金	8,606,871	7,253,835	△ 1,353,035	84.3
	前払費用	23,378	22,648	△ 729	96.9
	貸倒引当金	△ 499	△ 398	101	79.8
	固定資産	1,676,859,309	1,677,113,250	253,940	100.0
	事業資産	1,674,293,017	1,674,293,017	—	100
	道路	1,674,293,017	1,674,293,017	—	100
	事業資産建設仮勘定	1,791,504	2,277,295	485,790	127.1
	道路建設仮勘定	1,791,504	2,277,295	485,790	127.1
	有形固定資産	761,261	539,565	△ 221,695	70.9
	建物	29,402	—	△ 29,402	皆減
	車両・運搬具	651,796	472,510	△ 179,285	72.5
	工具・器具・備品	80,062	67,054	△ 13,008	83.8
	無形固定資産	2,247	2,247	—	100
	電話加入権	2,247	2,247	—	100
	投資その他の資産	11,278	1,124	△ 10,154	10.0
	敷金・保証金	10,324	176	△ 10,148	1.7
	その他の資産	954	948	△ 5	99.4
	繰延資産	999,141	1,003,230	4,088	100.4
	債券発行諸費	987,015	991,036	4,020	100.4
	証書借入金諸費	12,126	12,194	68	100.6
	合 計	1,695,976,856	1,688,009,499	△ 7,967,356	99.5
負 債 及 び 資 本 の 部	流動負債	99,330,467	81,345,833	△ 17,984,634	81.9
	1年以内返済予定長期借入金	78,298,341	67,772,852	△ 10,525,488	86.6
	未払金	19,835,118	12,417,584	△ 7,417,534	62.6
	未払費用	1,066,620	1,018,355	△ 48,264	95.5
	預り金	12,748	8,525	△ 4,222	66.9
	仮受金	39	25	△ 14	62.9
	賞与引当金	117,598	128,488	10,889	109.3
	固定負債	593,398,816	572,969,795	△ 20,429,021	96.6
	名古屋高速道路債券	401,000,000	416,500,000	15,500,000	103.9
	愛知県借入金	38,681,324	31,972,701	△ 6,708,622	82.7
	名古屋市借入金	38,680,945	31,973,331	△ 6,707,613	82.7
	政府借入金	87,974,390	72,359,628	△ 15,614,761	82.3
	地方公共団体金融機構借入金	7,915,677	5,973,823	△ 1,941,854	75.5
	長期借入金	11,000,000	6,000,000	△ 5,000,000	54.5
	退職給与引当金	871,961	921,487	49,525	105.7
	ETCマイレージ引当金	252,766	247,072	△ 5,694	97.7
	資産見返交付金	7,021,750	7,021,750	—	100
	特別法上の引当金等	685,284,572	715,655,871	30,371,298	104.4
	償還準備金	685,284,572	715,655,871	30,371,298	104.4
	(負債合計)	1,378,013,856	1,369,971,499	△ 8,042,356	99.4
	基本金	317,963,000	318,038,000	75,000	100.0
	愛知県出資金	158,981,500	159,019,000	37,500	100.0
	名古屋市出資金	158,981,500	159,019,000	37,500	100.0
	(資本合計)	317,963,000	318,038,000	75,000	100.0
	合 計	1,695,976,856	1,688,009,499	△ 7,967,356	99.5

第6 監査結果

1 団体に対する指摘

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

2 住宅都市局に対する指摘

道路公社に対する財政援助団体等監査に併せて、前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 その他

大規模修繕計画の効率的かつ効果的な執行について

高速道路については、昭和54年の第1期開通以降ほぼ40年を経過し、道路施設の経年劣化・老朽化による損傷リスクが高まっていく中、将来にわたって施設の安全性・健全性を確保する必要から、平成27年に約37.9キロメートルを対象箇所とする大規模修繕計画を策定し、令和11年度までの15年間をかけて、施設の劣化状況等を踏まえつつ、補強工事を順次実施していくこととしている。

その進行管理は、中期経営計画において年度ごとに目標値を定めて行うこととしており、令和元年度までの進捗状況については、目標値の35パーセントに対し、38パーセントまでの実施が完了したところである（第3表を参照）。

第3表 大規模修繕計画に基づく事業の進捗状況（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値	13	25	35
実績値	13	25	38

道路公社の決算状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響等による交通量の減少等により、道路料金収入は対前年度比 3億 8,694万円（0.5％）の減となり、経常収益は 4億 6,902万円減の 777億 6,747万円となった。今後も新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、経済への深刻な影響が出ている環境下において、大規模修繕に充当可能な財源には限りがあること、また、高速道路は災害発生時には緊急輸送道路として機能する重要なインフラであることから、

道路公社にあつては、大規模修繕計画を着実に行うため、中期経営計画の進行管理を適切に行われたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋上下水道総合サービス株式会社（事務所所在地：中村区竹橋町35番22号）
上下水道局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 市からの受託業務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 2年12月17日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和元年度（平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日）に執行された名古屋上下水道総合サービス株式会社（以下「NAWS」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、NAWSに対する財政援助団体等監査に併せて、上下水道局所管の事務のうち、NAWSに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

上下水道局所管の出資団体であるNAWSは、ライフラインである上下水道事業の一翼を担うソーシャルカンパニーとして上下水道事業が抱える社会的課題の解決と営利企業の融合を目指す経営理念のもと平成22年12月に設立され、平成23年 4月に財団法人水道サービスから事業譲渡を受け、株式会社として事業を開始した。

NAWSの資本金及び資本準備金の合計は 6億 3,000万円であり、そのうち本市の出資額は 6億円である。

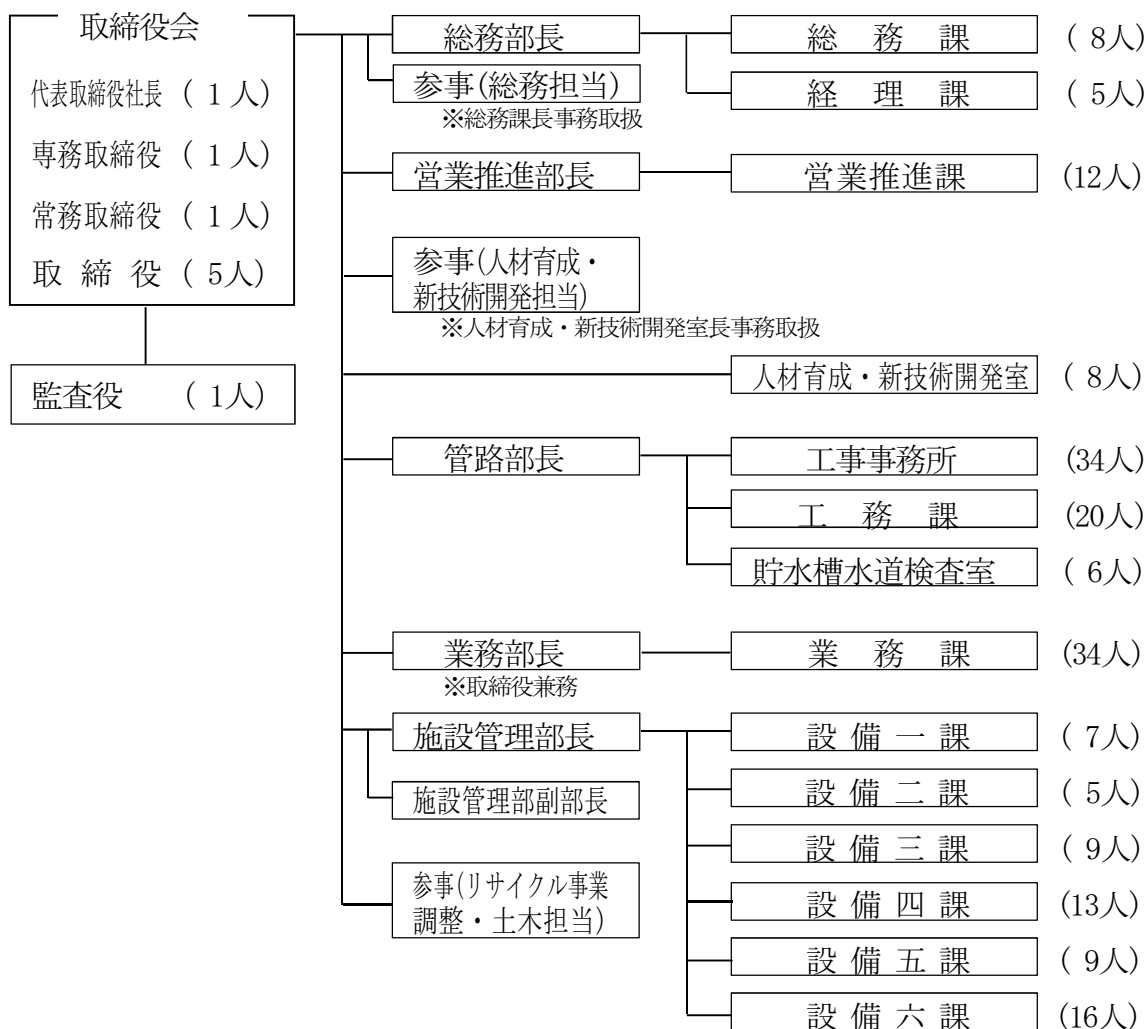
主な事業内容は、①給水装置及び排水設備道路取付管工事等、②水道施設及び下水道施設並びにそれらに付随する施設の管理及び運営、③水道メータの点検等、④その他水道事業及び下水道事業に付帯又は関連する業務などである。

これらの事業を運営するため、代表取締役社長をはじめ取締役 8人、監査役 1人が置かれており、従業員数は 194人（嘱託社員49人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 2年 3月31日現在）



1 事業状況

(1) 名古屋市からの受託業務

ア 給水装置及び排水設備道路取付管工事等

道路内の水道本管より新築住宅等への給水装置（水道管）取付工事及び道路内の下水道本管より新築住宅等への排水設備（下水管）取付工事を行っている。

イ 水道施設及び下水道施設並びにそれらに付随する施設の管理及び運営

汚泥処理施設、水処理センター、雨水ポンプ所等の施設の運転管理等を行っている。

ウ 水道メータの点検等

上下水道局が給水している家庭等の水道メータを検針し、使用水量の管理業務を行うとともに、市外給水区域の上下水道料金の督促及び徴収業務を行っている。

エ その他水道事業及び下水道事業に付帯又は関連する業務

指定排水設備工事店施行の宅内排水設備工事の現場確認業務、小規模貯水槽水道の点検業務等を行っている。

(2) 名古屋市以外からの受託業務等

桑名市、東員町及び蟹江町との実施協定に基づく事業運営に関する支援業務等、あま市における検針等の業務、北名古屋市及び清須市における排水設備工事の検査業務等、瀬戸市における水道施設維持管理支援業務等を行っている。

また、独立行政法人国際協力機構が行う海外研修員受入れ事業に係る運営補助、公益社団法人日本水道協会が主催する配水管工技能講習会の運営、近隣の上下水道事業体等に対する技術・技能講習の開催及び講師派遣等を行っている。

2 決算状況

第 9 期及び第 10 期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 1 表及び第 2 表

のとおりである。

第 1表 比較損益計算書

第 9期 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

第10期 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

科 目		第 9期	第10期	比較増△減	前期対比
経常損益の部		千円	千円	千円	%
	営業収益	3,687,061	4,146,819	459,757	112.5
	(1)名古屋市からの受託業務	3,507,830	3,926,541	418,710	111.9
	ア 給水装置及び排水 設備道路取付管工事等	1,373,771	1,703,732	329,960	124.0
	イ 水道施設及び下水道施設並 びにそれらに付随する施設 の管理及び運営	1,328,633	1,403,880	75,246	105.7
	ウ 水道メータの点検等	575,711	574,015	△ 1,695	99.7
	エ その他水道事業及び 下水道事業に付帯 又は関連する業務	229,714	244,912	15,198	106.6
	(2)名古屋市以外からの受託業務等	179,231	220,277	41,046	122.9
	営業費用	3,554,625	3,955,583	400,958	111.3
	売上原価	3,349,295	3,743,054	393,759	111.8
	販売費及び一般管理費	205,329	212,528	7,198	103.5
	営業利益	132,436	191,235	58,799	144.4
	営業外収益	8,403	4,376	△ 4,026	52.1
	受取利息	291	241	△ 49	83.0
	その他	8,112	4,135	△ 3,977	51.0
	営業外費用	—	—	—	—
	雑支出	—	—	—	—
	経常利益	140,840	195,612	54,772	138.9
特別損益の部	特別利益	—	—	—	—
	特別損失	—	—	—	—
税引前当期純利益		140,840	195,612	54,772	138.9
法人税、住民税及び事業税		70,239	91,004	20,764	129.6
当期純利益		70,600	104,608	34,007	148.2

第 2表 比較貸借対照表

第 9期 平成31年 3月31日現在

第10期 令和 2年 3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	第 9期	第10期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	1, 870, 837	2, 085, 398	214, 560	111. 5
現金	798	821	23	102. 9
預金	888, 636	997, 522	108, 885	112. 3
営業未収金	967, 566	1, 070, 552	102, 986	110. 6
未収金	1, 271	183	△ 1, 088	14. 4
貯蔵品	9, 742	9, 388	△ 354	96. 4
前払金	2, 582	6, 493	3, 911	251. 4
その他流動資産	239	436	197	182. 2
固定資産	52, 530	43, 578	△ 8, 951	83. 0
有形固定資産	15, 508	26, 012	10, 503	167. 7
建物	1, 959	3, 948	1, 989	201. 5
構築物	5, 268	8, 306	3, 038	157. 7
機械	334	0	△ 334	0. 0
車両運搬具	288	96	△ 192	33. 3
工具	4, 663	9, 199	4, 536	197. 3
事務用備品	2, 993	4, 281	1, 287	143. 0
建設仮勘定	—	180	180	皆増
無形固定資産	9, 288	7, 572	△ 1, 715	81. 5
電話加入権	95	95	—	100
ソフトウェア	9, 193	7, 477	△ 1, 715	81. 3
投資その他の資産合計	27, 732	9, 994	△ 17, 738	36. 0
投資有価証券	19, 994	9, 994	△ 10, 000	50. 0
前払年金費用	7, 738	—	△ 7, 738	皆減
資産合計	1, 923, 367	2, 128, 977	205, 609	110. 7

負 債 の 部				
科 目	第 9期	第10期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	655, 995	700, 464	44, 468	106. 8
営業未払金	275, 827	349, 690	73, 862	126. 8
未払法人税等	56, 333	55, 835	△ 498	99. 1
未払金	141, 861	95, 663	△ 46, 197	67. 4
未払費用	13, 537	14, 030	492	103. 6
仮受金	40	80	40	198. 8
前受収益	3, 526	1, 022	△ 2, 503	29. 0
預り金	29, 030	14, 697	△ 14, 333	50. 6
賞与引当金	96, 650	99, 925	3, 275	103. 4
未払消費税等	39, 187	69, 519	30, 331	177. 4
固定負債	—	56, 532	56, 532	皆増
退職給付引当金	—	56, 532	56, 532	皆増
負債合計	655, 995	756, 996	101, 000	115. 4
純 資 産 の 部				
株主資本	1, 267, 372	1, 371, 980	104, 608	108. 3
資本金	315, 000	315, 000	—	100
資本剰余金	315, 000	315, 000	—	100
資本準備金	315, 000	315, 000	—	100
利益剰余金	637, 372	741, 980	104, 608	116. 4
その他利益剰余金	637, 372	741, 980	104, 608	116. 4
繰越利益剰余金	637, 372	741, 980	104, 608	116. 4
純資産合計	1, 267, 372	1, 371, 980	104, 608	108. 3
負債及び純資産合計	1, 923, 367	2, 128, 977	205, 609	110. 7

第6 監査結果

1 団体に対する指摘

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

2 上下水道局に対する指摘

NAWSに対する財政援助団体等監査に併せて、前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 その他

上下水道事業の広域的展開に向けた取組みについて

全国的に上下水道施設の老朽化や料金収入の減少などの課題を抱える中、とりわけ中小の上下水道事業体にあっては従来通りの事業運営では事業の執行が困難になりつつあり、持続可能な事業運営を推進する有効な手法の一つとして、広域化・共同化に向けた取組みが進められているところである。また、NAWSにおいても、経営戦略計画である「NAWSみらいプラン（令和2～4年度）」で、引き続き名古屋市以外の近隣上下水道事業体への支援を行うことを経営戦略目標として掲げている。

令和元年度の売上高を見たところ、名古屋市からの受託業務によるものが39億2,654万円に対し、名古屋市以外からの受託業務等によるものは2億2,027万円で、売上高に占める割合は5.3%であるものの、令和元年度にあっては新たに瀬戸市からの業務を受託する等、株式会社としての事業開始以後、名古屋市以外の受託業務等による売上高の増加が見られ、近隣上下水道事業体に対する支援は着実に推進されているところである（第3表を参照）。

NAWSにおいては、これまでに培った技術・ノウハウをもとに、広域的な視点から近隣上下水道事業体の支援や連携強化に取り組み、新たな事業の展開や事業領域の拡大に努められたい。

第 3表 売上高の推移

(単位：百万円)

区分	第 6期 平成27年度	第 7期 平成28年度	第 8期 平成29年度	第 9期 平成30年度	第10期 令和元年度
売上高	3, 317	3, 648	3, 593	3, 687	4, 146
名古屋市	3, 172	3, 486	3, 423	3, 507	3, 926
名古屋市以外	145	162	170	179	220

(注) 百万円未満の端数は切り捨てた。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 3年 2月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1506号	石高設備	石高 宏	愛知県犬山市善師野 台四丁目15番地 4	令和 3年 1月13日
第1507号	辻設備	辻 正章	名古屋市中川区吉津 三丁目 316番地	令和 3年 1月13日
第1508号	吉北設備	北川 景庸	愛知県稲沢市祖父江 町三丸渕郷裏63－ 3	令和 3年 1月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 3年 2月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1506号	石高設備	石高 宏	愛知県犬山市善師野 台四丁目15番地 4	令和 3年 1月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー志段味店

名古屋市上志段味特定土地区画整理地内83街区

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕	名古屋市瑞穂区新開町 18番22号	(株)三洋堂ホールディングス	変更なし	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕	名古屋市瑞穂区新開町 18番22号	(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕	名古屋市瑞穂区新開町 18番22号	平成24年 4月 2日
2	中部薬品(株)	代表取締役 山口 眞里	岐阜県多治見市高根町 四丁目29番地	変更なし	代表取締役 高巢 基彦	変更なし	平成30年 4月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成24年 4月 2日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、名称変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、販売部門を担当する同名別子会社を設立したため
- (3) No. 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 1月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月18日から同年6月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 6月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年 2月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年 2月22日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第 7号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第 8号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第 9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第10号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第11号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第12号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第13号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第14号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋高速道路公社公告第 1号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7号）第22条第 1項の規定に基づき、
有料道路に関する工事の開始を次のように公告する。

令和 3年 2月16日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
愛知県道高速 名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅南一丁 目から名古屋市中川区西日 置二丁目まで	改築	令和 3年 2月17日
名古屋市道高 速 1号	名古屋市中村区名駅南四丁 目から名古屋市中区大須二 丁目まで	改築	令和 3年 2月17日

名古屋高速道路公社公告第 2号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7号）第22条第 1項の規定に基づき、
有料道路に関する工事の開始を次のように公告する。

令和 3年 2月16日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
名古屋市道高速 1号	名古屋市中川区五月通一丁目から名古屋市中川区百船町まで	改築	令和 3年 2月17日